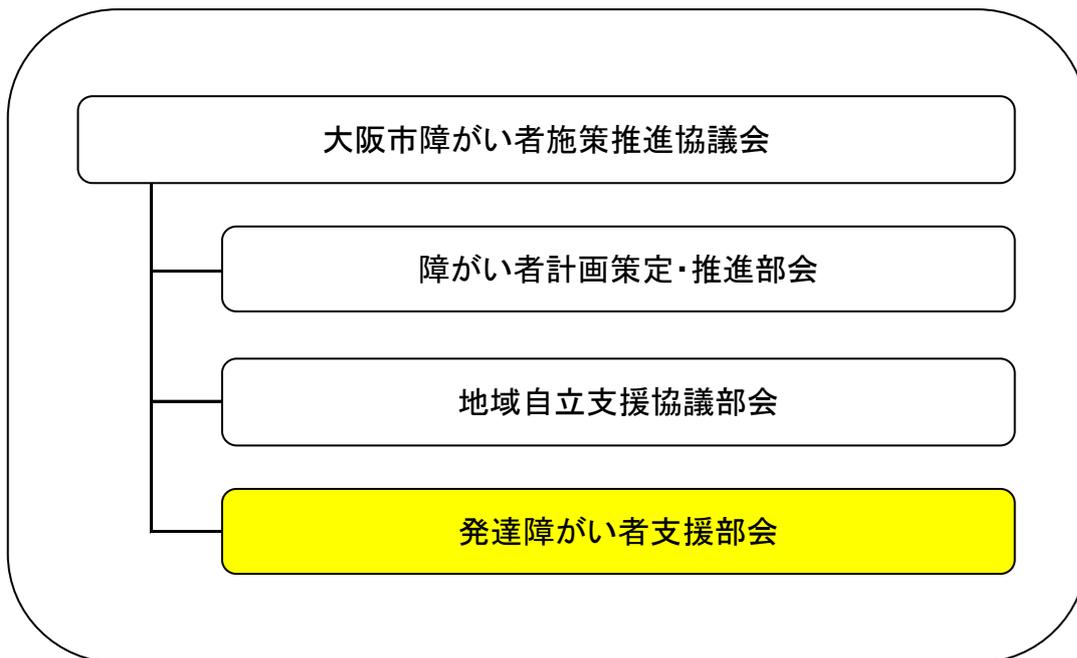


## 発達障がい者支援部会の設置及び発達障がい者支援指針(仮称)策定にあたって



## 〔目的〕

- 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討。
- 発達障がい者にかかる先駆的な支援の取組みの評価、取りまとめを行い、発達障がい者の成長段階に応じた支援手法の開発を図る。
- 発達障がい者支援指針の検討。

## 《 発達障がい者支援指針の位置づけ 》

- 発達障がい者支援指針は、平成26年度までの発達障がい者支援について障がい者支援計画前期計画・第3期障がい福祉計画を補完するものとする。
- 平成27年度からの発達障がい者支援については、障がい者支援後期計画・第4期障がい福祉計画に反映し、一体的な計画を策定する。

## 《 指針策定にあたって 》

- ★ 平成25年度に次期「障がい者支援計画」・「障がい福祉計画」策定等の基礎資料とするため、障がい者等基礎調査を実施する。調査対象に「発達障がい者支援センター利用者」も含めて調査を行うことから、指針策定にあたっては調査結果を踏まえ検討する。
- ★ 大阪府では、「大阪府発達障がい児者支援プラン」の年度内策定に向け取り組まれている。このことから、本市と大阪府が適切な役割分担の下に連携しながら大阪府のプランに基づいた指針を検討する。